

独立行政法人造幣局法案(閣法第六三号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人造幣局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総則

1 独立行政法人の名称は、独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)とする。

2 造幣局の目的は次のとおりとする。

貨幣の製造等を行うとともに、必要な情報の提供等により、通貨制度の安定に寄与すること

勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であつて、公共上の見地から必要とされるものを行うこと

3 造幣局は、その役職員に国家公務員の身分を与える特定独立行政法人とするとともに、主たる事務所を大阪府に置く。

4 造幣局の資本金については、造幣局の成立時に造幣局が国から承継した権利に係る財産の価額の合計

額から承継した義務に係る負債の価額等の合計額を控除した額に相当する金額を当初の資本金とする。  
また、政府は必要があると認めるときは追加出資できる。

## 二、役員

造幣局に、役員として、理事長及び監事二人を置くほか、理事三人以内を置くことができる。

## 三、業務等

1 造幣局の業務の範囲は、貨幣の製造、勳章、褒章の製造及びそれらに関する試験、研究等、現在実施している業務を引き続き行う。

2 造幣局は、貨幣製造業務については、財務大臣の定める製造計画に従って行わなければならない。

3 造幣局は、貨幣の偽造防止技術等通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものを内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。

4 造幣局は、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 造幣局は、中期目標の期間の終了時において、積立金の残高が増加する場合には、一定の基準により

計算した額を国庫に納付しなければならない。

6 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は造幣局債券を発行することができる。

#### 四、雑則

1 財務大臣は、中期目標の期間の終了時における組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっては、貨幣の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮する。

2 財務大臣は、貨幣の偽造に対処する等緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成十五年四月一日から施行する。